業務委託契約約款/J-POWER ジェネレーションサービス株式会社 (2025 年 2 月 17 日改正)

(総則)

第1条 委託者(以下「発注者」という。)は業務委託注文書(以下「注文書」という。仕様書、設計書及び設計図等を含む。)に記載の業務(以下「委託業務」という。)を注文し、受託者(以下「受注者」という。)は注文書及び本業務委託契約約款に基づいてこれを履行するものとする。

(業務委託料及び委託期間)

第2条 業務委託料ならびに消費税相当額は、注文書記載のとおりとする。

- 2. 委託期間は注文書記載のとおりとする。
- 3. 発注者又は受注者は、材料価格等に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる業務委託料の変更について協議を求めることができる。
- 4. 前項の協議の申出があった場合は、発注者及び受注者は誠実に協議を行い、必要に応じ業務委託料を変更するものとする。

(委託業務の調査等)

第3条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。

(委託業務の履行)

- 第4条 受注者は、関係諸法令(条例を含む。以下同じ)に基づく発注者の規程、その他法令上の定め等を遵守するとともに仕 様書に従い、自ら業務処理計画を立案のうえ、従業員の適正な配置と指導監督を行い、誠実かつ善良な管理者の注意をも って委託業務を処理しなければならない。
- 2. 受注者は、従業員に対し責任をもって労務管理をおこなうとともに、秩序の維持に責任を負い、発注者及び第三者にいささかの迷惑等もおよぼさないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 発注者又は受注者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利又は義務を第三者に 譲渡し、貸与し、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を第三者に委託してはならない。但し、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。その場合においても、安全配慮義務を負える委託先でなくてはならない。

(委託に関する受注者の責任)

- 第7条 受注者が、作業の一部を委託する場合には、発注者は受注者に対してあらかじめ委託先について、その者の名称、その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 2. 受注者が契約の履行に関し、当該委託先の使用について、あらかじめ発注者の承認を得たか否かにかかわりなく、受注者の契約履行に関する責任は、委託先の作業を全て受注者が履行した場合と同様とする。
- 3. 第1項による委託先が作業実施につき、不適当であると発注者が判断した場合には、その理由を明示して委託先との契約の解除、委託先の作業員の交替等、受注者に必要な措置の実施を求めることができる。
- 4. 受注者は、委託先との契約書にも災害・事故の防止、災害・事故発生時の報告、前項による不適当な行為への対応等に関する事項について、本契約約款及び当該業務の仕様書と同等の内容を規定しなければならない。
- 5. 受注者は委託先に本条各項に定める事項と同等の内容を履行させるものとする。

(安全衛生の確保及び災害・事故発生時の報告)

- 第8条受注者は、契約業務の遂行において、関連する諸法令(条例含む。以下同じ)、及び発注者の定める安全衛生に関する 諸規定を遵守し、災害・事故(注)の発生を防止するため万全の措置を講じなければならない。
 - (注)本契約約款の災害・事故とは、労働災害・設備事故・交通事故(通勤時含む)・火災・盗難・情報漏洩・諸法令及び諸規定の違反・サイト周辺の居住者からのクレーム等をいう。
- 2. 受注者は、受注者の責に帰する災害・事故が発生した場合は、応急の処置を講ずるとともに、速やかに発注者に通報しなければならない。また、遅滞なくその日時、場所、原因、状況、応急措置、その後の対策等を書面に記載し発注者に提出しなければならない。
- 3. 受注者は、災害・事故の発生後、その原因を究明するとともに対策を立案し、同種災害・事故の再発防止に努めなければならない。また、発注者は必要と判断した場合は、指導を目的に受注者の業務遂行状況について、安全監査を実施することができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(委託業務の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合発注 者は書面によって指示するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議して書面 によりこれを定める。

(期限の延長)

第10条 受注者は、その責に帰することができない事由により、業務完了期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して業務完了期限の延長を求めることができる。但し、その延長日数は発注者・受注者協議して定める。

(損害による経費の負担)

- 第11条 受注者は、本契約業務の履行に伴い発注者に損害(本目的物を除く発注者の既設設備等への損害)を与えたときは、 自己の責任で速やかに必要な措置をとる。但し、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発 注者がこれを負担する。
- 2. 受注者は、本契約業務の履行に伴い第三者に損害を与えたときは、自己の責任で速やかに必要な措置をとる。但し、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における遅滞料)

- 第12条 受注者の責に帰すべき理由により、業務完了期限までに委託業務を完了することができない場合において、発注者が 業務完了期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は遅滞料を付して業務完了期限を延長することができる。
- 2. 前項の遅滞料は、業務委託料に対して延長1日当り1,000分の1の割合を乗じて計算した金額とする。但し、受注者の責に帰することができない事由があるときはこの限りではない。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、委託業務を完了したときは目的物について発注者の検査を受けなければならない。
- 2. 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3. 受注者は、検査に合格したときは、当該成果を発注者に引渡すとともに完了報告書を提出するものとする。

(委託料の支払)

第14条 業務委託料の支払方法及び時期については、受注者の請求により注文書の定めに基づき支払うものとする。

(契約の解除)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約の全部又は一部を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第2条の業務着手期日をすぎても受注者が正当な理由なく委託業務に着手しないとき。
- (2) 第2条の契約委託期間内に契約の履行が完了する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3)前各号のほか、受注者が本契約に違反したとき。
- 2. 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告を要しないで、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)受注者が、第5条の規定に違反して、本契約に基づく金銭債権を譲渡したとき。
 - (2)受注者が、委託業務を履行できない、又は委託期間内に業務を完了できないと発注者が認めたとき。
 - (3)受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4)委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5)受注者が委託業務を放棄し、又は正当な理由がなく委託業務を中止したとき。
 - (6)委託業務実施上、受注者に不正な行為があると確認されたとき。
 - (7)受注者の資産、信用状態が低下して、契約の履行が困難と認められるとき。
 - (8)委託業務実施上、受注者が必要な資格を喪失したとき。
 - (9)受注者に対する破産、債務超過、清算、会社更生、民事再生又は当該各事項と類似の法律的申立てがあった場合。

(反社会的勢力の排除)

- 第16条 発注者及び受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下、本条において同じ。)は、相手方が次の各号の一に該当する事由があるときは、催告を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、契約を解除されたものは契約を解除したものに対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。
 - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める「暴力団」、「暴力団員」その他これらに準ずる反社会的な行為を行う者(以下,これらを総称して「反社会的勢力」という。以下,本条において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)下請契約、委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約(以下、これらを総称して「下請契約等」という。以下、本条において同じ。)にあたり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7)本項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(本項第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8)本項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていたことが判明したにもかかわらず、発 注者に報告しなかったとき。
- (9) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な 言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、若しくは相手方の業 務を妨害する行為等その他前各号に準じる行為を行ったとき。
- 2. 受注者は、受注者又は受注者の下請若しくは再委託先業者若しくは資材・原材料の納入業者(契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下、これらを総称して「下請業者等」という。以下、本条において同じ。)が前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。
- 3. 受注者は、その下請業者等が第1項各号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- 4. 受注者は、受注者又は受注者の下請業者等が、契約の履行において、法令上の義務等により反社会的勢力と関与する必要が生じる場合は、あらかじめ発注者に関与せざるを得ない理由等を書面で提出し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5. 受注者は、受注者又は受注者の下請業者等が、反社会的勢力による不当要求又は工事その他契約の履行妨害(以下、「不 当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は下請業者等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入が あった時点で、速やかに発注者にこれを報告し、発注者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 6. 受注者は、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料請求権を譲渡してはならない。
- 7. 受注者が、本条第2項から第6項までの規定に反した場合には、発注者は催告を要しないで、直ちに受注者と締結している 契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、受注者は発注者に対し損害賠償その他一切の請求をしな いものとする。
- 8. 発注者が、本条第1項及び第7項の定めにより本契約を解除した場合は、第17条第1項及び第3項に準じて処理する。

(契約解除の場合の措置)

- 第17条 第15条により契約を解除した場合は、受注者は発注者に対し業務委託料の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。但し、違約金で補填できない発注者の損害があるときは、受注者は損害賠償金を支払うものとする。
- 2. 発注者・受注者双方の責によらない理由で本契約を解除する必要が生じた場合は、発注者・受注者協議してその措置を定める
- 3. 契約を解除したときは、受注者は発注者から貸与若しくは支給されている設備材料等の一切を、直ちに発注者に返還しなければならない。

(成果の帰属)

第18条 委託業務の処理により生ずる成果は、全て発注者に帰属するものとする。

(機密保持)

- 第19条 本契約の各当事者は、契約書類、図面ならびにその他の本契約に関連する技術上及び商業上の情報のように、本契約の一方当事者(以下機密情報を受領又は知得した当事者を「受領者」という。)が他方当事者(以下機密情報を開示又は当事者に知得させた当事者を「開示者」という。)から本契約の条件に従って受領したか、又は本契約若しくは本契約業務の履行の過程で知得した相手方当事者の情報のうち、(a)秘密であることを明記した情報、あるいは、(b)口頭又は映像にて、開示者が開示時に秘密である旨を告知し、かつ 15 日以内に書面で秘密である旨受領者が開示者から確認を受けた情報((a),(b)いずれも以下「機密情報」という。)を機密として取扱うとともに、当該機密情報を本契約を履行する目的以外に利用してはならない。本契約のいずれの当事者も、本契約の目的のため必要かつ緊急を要する場合を除き、開示者の書面による事前同意を得ない限り、当該機密情報を第三者に開示できない。但し、受領者は、裁判上又はその他の政府の命令がある場合には、開示者に対し当該命令について通知をしたうえで、必要最小限の範囲において、これを開示することができる。なお、本契約の目的のため必要かつ緊急を要する場合で、開示者の書面による事前同意を得ないで開示した場合は、開示後速やかに開示者に報告する。
- 2. 受領者が、前項の規定に従って、当該機密情報を第三者に開示する場合には、本条の規定と同等の機密保持の制限を当該第三者に課す。
- 3. 本条の規定の第三者には、開示者及び受領者の役員、従業員であっても、本契約の締結及び本契約業務の履行において当該機密情報を知る必要のない者を含む。
- 4. 受領者は、受領者の役員、従業員及び再委託先(以下「従業員等」という。)に本条の内容を遵守させることについて一切の責任を負うものとし、従業員等が本条の規定に定める禁止行為を行うことがないよう指導監督しなければならない。
- 5. 受領者は、機密情報のうち電子情報については、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等が生じないように、暗号化若しく はパスワードの設定を行い第三者が閲覧できない措置を講じるなど、その取り扱いには細心の注意を払わなければならない。
- 6. 受領者は、合理的理由により、開示者から返還、廃棄等の請求を受けた場合、開示者の指示に従い速やかに機密情報の返

- 環、廃棄等の処置をしなければならず、開示者の求めに応じてその措置を証明する情報を提示しなければならない。
- 7. 受領者が故意又は過失により何らかの機密情報を本条に違反して開示した場合、開示者は当該違反開示の中止及びこれにより被った損害の賠償を要求できる。さらに、受領者は直ちに開示者に対し、当該違反内容及び対応状況について報告し、受領者の対応に関して開示者の指示があった場合はその指示に従わなければならない。
- 8. 本条に基づく機密保持及びその他の義務は、以下の情報には適用されない。
 - (1) 受領者による違反なくして公知であるか公知になる情報。
 - (2) 開示の時点ですでに受領者が所有していた情報。
 - (3) 当該情報を開示する法的権利を有する第三者により受領者に開示された情報。
 - (4) 開示者の問題の機密情報に関係なく受領者が独自に開発した情報。
- 9. 本条の規定は、本契約のいかなる解除にも関わらず有効であり、契約終了後も効力を存続する。

(個人情報の取扱)

- 第20条 受注者は、契約を履行するうえで、個人情報を取得する必要があるときは、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む)を遵守のうえ、仕様書等に規定される利用目的をあらかじめ本人に通知し、本人の同意を得るものとする。なお、発注者が契約の施工管理等を行うために使用する個人情報を、受注者が発注者に提出する場合も同様とする。
- 2. 個人情報についても前条の機密保持の規定に準じて取り扱うものとする。なお、本契約約款に定めるもののほか、個人情報の取扱に関し必要な事項がある場合には、仕様書等で定める。

(談合等の不正行為に伴う違約金)

- 第21条 受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、以下のいずれかに該当することになったとき。
 - (a)独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - (b)独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。
 - (c)独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。
 - (2) 本契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む)の刑法第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。
- 2. 前項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3. 受注者の第1項に基づく違約金の支払は、発注者の被った被害がこれを超過する場合における超過部分の発注者の損害 賠償請求を妨げない。
- 4. 前三項の規定は、本契約業務の履行が完了した後においても適用する。

(紛争の解決)

第22条 本契約の当事者間に、本契約及びその履行に関して意見の相違(以下「紛争」という。)が生じた場合は、紛争の提起者は、他の当事者に対し、当該紛争について協議したい旨書面により通知し、紛争を解決するために双方誠意をもって協議する

2. 本契約に関する訴訟については、東京地方(もしくは簡易)裁判所の専属管轄に属する。

(契約外の事項)

第23条 本契約条件に定めのない事項、又は本契約について疑義が生じた事項については、発注者・受注者協議して定める。